

## ① 療養病床を老健施設等に転換する場合の施設基準の緩和

医療機関が老健施設等に転換する場合に施設基準の緩和措置を実施。  
 【介護給付費分科会に諮問の上、省令を改正し、平成19年5月施行予定。】

		転換先(老健施設)の施設基準の緩和			
		食堂	機能 訓練室	廊下幅	床面積
転換元	療養病床 (病院)			対応済み (平成18年7月施行)	
	療養病床 (診療所)	新たな転換支援策にて対応 (平成19年5月施行)			
	一般病床 (病院・診療所)				

### 【緩和措置の適用期間】

- ・床面積は平成23年度末までの経過措置
- ・食堂・機能訓練室・廊下幅は平成24年度以降も適用

※特別養護老人ホームの食堂・機能訓練室・廊下幅につき同様の基準の緩和を行う。